

學校法人 順 天 堂 寄 附 行 為

學校法人 順 天 堂

学校法人 順 天 堂 寄 附 行 為

[昭和26年 2 月21日 文部大臣認可 規第25－ 1 号]

改正	昭和26年 8 月 3 日	昭和34年 4 月 1 日	昭和35年10月28日	昭和35年11月24日
	昭和38年 4 月10日	昭和40年 4 月 1 日	昭和44年12月15日	昭和47年 4 月 1 日
	昭和51年 7 月 1 日	昭和51年11月 2 日	昭和53年 4 月 1 日	昭和59年 4 月 1 日
	昭和63年12月22日	平成 3 年 8 月29日	平成 4 年12月21日	平成 8 年 7 月31日
	平成 9 年 2 月12日	平成15年11月27日	平成17年 3 月31日	平成18年 7 月21日
	平成19年 4 月 1 日	平成19年 6 月11日	平成19年 8 月 7 日	平成22年 4 月 1 日
	平成26年12月18日	平成30年 8 月31日	令和 2 年 1 月14日	令和 2 年 4 月 1 日
	令和 3 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日	令和 4 年 8 月31日	令和 5 年 4 月 1 日
	令和 5 年 9 月 4 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 6 月26日	令和 6 年 8 月29日
	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 8 月29日	令和 8 年 4 月 1 日	

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人順天堂という。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、その事務所を東京都文京区本郷 2 丁目 1 番 1 号に置く。

(運営の基本)

第 3 条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令の規定によるほか、この寄附行為の定めるところによる。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 4 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第 5 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

順天堂大学 大学院	医学研究科
	スポーツ健康科学研究科
	医療看護学研究科
	保健医療学研究科
	国際教養学研究科
	健康データサイエンス研究科
	薬学研究科

	医療科学研究科
医学部	医学科
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科
医療看護学部	看護学科
保健看護学部	看護学科
国際教養学部	国際教養学科
保健医療学部	理学療法学科
	診療放射線学科
医療科学部	臨床検査学科
	臨床工学科
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科
薬学部	薬学科

第 3 章 機 関

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第 6 条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理 事 22名以上31名以内
 - 二 監 事 2名以上3名以内
- 2 この法人に、評議員23名以上32名以内を置く。ただし、評議員数は理事数を超えるものとする。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第 7 条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とし、理事選任機関運営規程を別に定める。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理 事

(理事の選任)

第 8 条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長のうちから評議員会において選任した者 1名
- 二 第 5 条に定める順天堂大学各学部専任の教員のうちから評議員会において選任した者 学部毎に1名 合計9名
- 三 順天堂大学医学部附属病院専任の教員のうちから評議員会において選任した者 附属病院毎に1名 合計6名

四 学識経験者のうちから評議員会において選任した者 6名以上15名以内

2 前項第一号の理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第二号及び第三号の理事は、それぞれその役職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお理事の職を失わないものとする。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(理事の資格及び構成)

第10条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によりその任期中であっても、これを解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第5章 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第16条 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。また理事長を解職するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた業務執行理事が、理事長の職務を代理する。

(業務執行理事)

第17条 第8条第一号から第三号までの理事及び第四号の理事のうちから若干名を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

2 業務執行理事は、理事会の定めるところによりその担当する業務を掌理し、当該業務の執行上の責に任ずる。

(理事の代表権の制限)

第18条 理事長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第19条 理事長及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会の運営

(招 集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、第16条第3項に定める理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、少なくとも会議の4日前までに、各理事及び各監事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運 営)

第21条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項、第4項及び第30条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決 議)

第22条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事は、この法人の使用に係る複数の電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会に出席し、議決に加わることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 この寄附行為の変更

二 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

三 基本財産の処分

四 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

五 残余財産の帰属者の決定

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

二 この法人の合併

（議事録）

第23条 理事会の議事録には、開催の期日及び場所並びに議決事項その他必要と思われる事項を記載し、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が記名押印のうえ、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第7章 監 事

（監事の選任）

第24条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来る者を選任するものとする。

（監事の資格）

第25条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第26条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

（監事の解任及び退任）

第27条 監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によりその任期中であっても、これ

を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第28条 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事長に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知するものとする。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第29条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第30条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- 四 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを文部科学大臣並びに理事会及び評議員会に報告すること
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求

すること

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること

八 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(常勤監事)

第31条 監事のうち1名を常勤監事とし、評議員会が選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第32条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

第8章 評 議 員

(評議員の選任)

第33条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 この法人の職員のうちから評議員会において選任された者 7名以上10名以内

二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上の者のうちから評議員会において選任された者 5名以上6名以内

三 学識経験者のうちから理事会において選任された者 11名以上16名以内

2 前項第一号に定める評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。ただし、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

(評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第35条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号に該当するに至ったときは、当該評議員を選任したものの決議によって、これを解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第37条 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

第9章 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の設置)

第38条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第39条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 その他理事会が、この法人の業務に関して重要と認める事項

3 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- 一 寄附行為の変更
- 二 私立学校法第109条第1項第一号に定める事由による解散
- 三 この法人の合併

(理事の行為の差止めの求め)

第40条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条第3項の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第41条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員会の開催)

第42条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第43条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集するには、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対して、少なくとも会議の7日前までに、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 私立学校法施行規則で定める事項

(評議員による招集)

第44条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、少なくとも会議の7日前までに、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（監事による招集）

第45条 第30条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は、少なくとも会議の7日前までに、第43条第4項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（招集手続の省略）

第46条 前三条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第47条 評議員会の議長は、理事長とする。

2 議長に事故があるときは、評議員会の決議により理事のうちから議長を指名する。

（決議）

第48条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員は、この法人の使用に係る複数の電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものにより評議員会に出席し、議決に加わることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

（議事録）

第49条 評議員会の議事録については、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第50条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第10章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第51条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第52条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第53条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第54条 評議員会に理事長が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知するものとする。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第55条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第56条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面

の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 11 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第57条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第58条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成して、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員、評議員及び会計監査人の報酬)

第59条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事長が定める。

(責任の免除)

第60条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事長は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には2月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第61条 理事（理事長、業務執行理事又はこの法人の職員である理事を除く。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第12章 資産及び会計

(資産)

第62条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第63条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第64条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第65条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、附属病院収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第66条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書

五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第67条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成するものとする。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告書、会計監査報告書、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事業所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第68条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第13章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第69条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第14章 解散及び合併

(解散)

第70条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続き開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第71条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続き開始の決定によって解散した場合を除く。）

における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第72条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 15 章 顧 問

(顧 問)

第73条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

第 16 章 補 則

(情報の公表)

第74条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

(公告の方法)

第75条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行規則)

第76条 この寄附行為の施行規則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長	佐 藤 達次郎
理 事	有 山 登
理 事	佐 藤 亨
理 事	東 俊 郎
理 事	江 川 英 文
理 事	望 月 郁 三
理 事	加 藤 譲

監 事 松 本 本 松

監 事 加 藤 成 之

2 前項の役員は、組織変更後すみやかに第7条及び第15条の規定によって新たな役員が選任されるまで、この法人の役員となる。

3 組織変更後最初の評議員の選任にかぎり第23条第1項にいう理事会は、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

4 組織変更後最初の施行規則の制定にかぎり第43条にいう理事会は、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

附 則

この寄附行為は、昭和26年2月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和26年8月3日から施行し、昭和26年4月27日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年10月28日から施行し、昭和26年12月14日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年11月24日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和38年4月10日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年12月15日から施行し、昭和44年5月28日から適用する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。

2 現に理事及び監事の職にあるものの任期は、改正前の寄附行為第18条第1項の規定に拘わらず、この寄附行為施行の前日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年11月2日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年8月29日）から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年7月31日）から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年2月12日）から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月31日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年7月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年11月30日 文部科学大臣の認可を受け、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年6月11日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年8月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年12月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年1月14日）から施行する。

附 則

令和 2 年 1 月 30 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 4 年 8 月 31 日）から施行する。

附 則

令和 5 年 2 月 3 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 5 年 9 月 4 日）から施行する。

附 則

令和 6 年 1 月 19 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和 6 年 6 月 26 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 6 年 8 月 29 日）から施行する。

附 則

- 1 令和 6 年 12 月 19 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項は令和 7 年 3 月 31 日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例によることとし、当該役員及び評議員の任期は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 令和 7 年 3 月 31 日に在任する役員又は評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する者の任期については、その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 7 年 8 月 29 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。